

様式第 4 法第48条第 1 項第 5 号関係（農用地利用計画の変更）

農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 4 項に規定する  
農用地利用計画の変更に関する事項

図面記号					
A-4 地区					
変更前の農用地区域面積	農用地区域への編入面積	農用地区域からの除外面積	変更後の農用地区域面積	農業上の用途区分	
				用途区分	面積
0.7ha (0.7ha)	0ha (0ha)	0.7ha (0.7ha)	0ha (0ha)	—	—

(注)

- 1 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。複数の土地の区域に係る場合は、該当するすべての記号を記載すること。
- 2 各面積欄には、面積の下に「うち農地面積」を（ ）書きで記載すること。
- 3 「農業上の用途区分」は、農業上の用途区分ごとの変更後の面積を記載すること。

農用地利用計画

1 農用地区域

下表の「範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

地区・区域番号	範囲	除外する土地	備考
深谷 下松塚		9-1, 10, 11, 12, 13	

## 2 農業上の用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域番号	農業上の用途区分
	変更なし

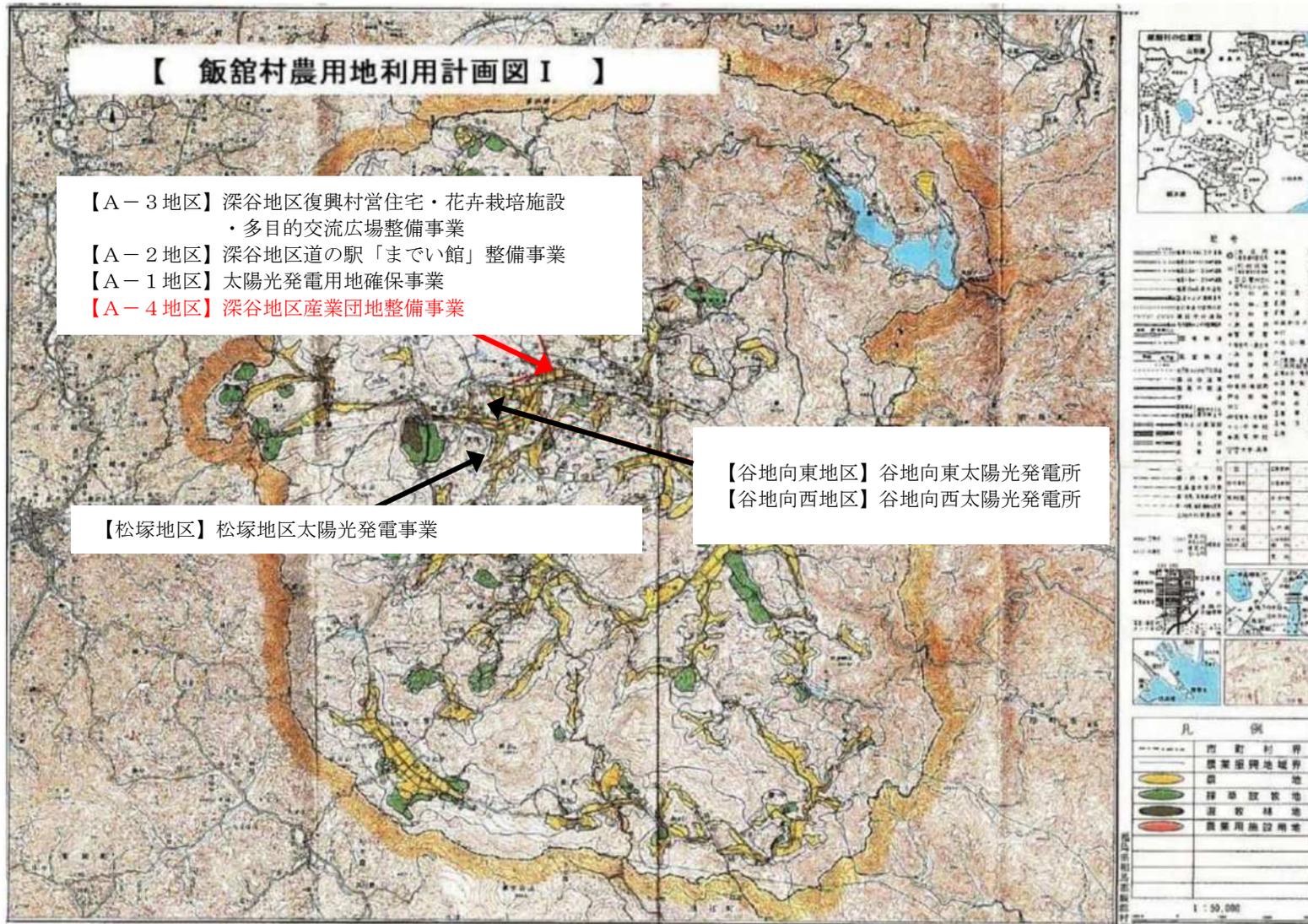
(注)

- 1 農用地区域及び農業上の用途区分は、大字、字、小字及び地番、一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向、平面図等により表示すること。表示に当たって、「区域の範囲」、「除外する土地」など文章表示では明確を期しがたい場合は、その部分について、おおむね2,500分の1程度の平面図を併用して表示すること。
- 2 一定の地物、施設、工作物については、確認した時点を記載すること。
- 3 1農用地区域の表については、変更前の農用地利用計画に、農用地区域に編入する土地は「範囲」の欄に、農用地区域から除外する土地は「除外する土地」の欄に追記等すること。
- 4 農業上の用途区分は、変更前の農用地利用計画に、当該用途区分（農用地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地）ごとの変更事項を追記等すること。

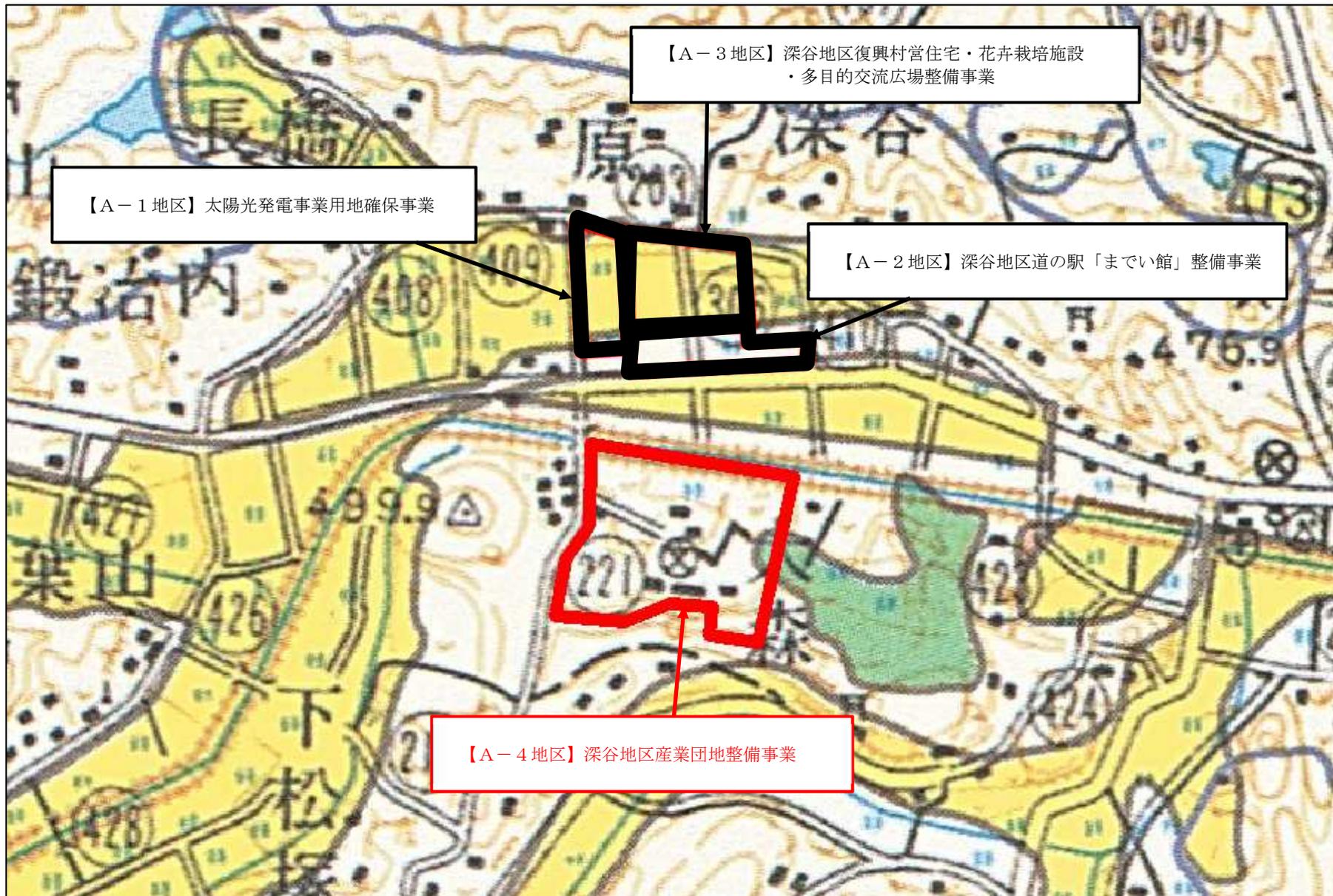
添付資料

既存の農用地利用計画の図に変更箇所を表示した図面

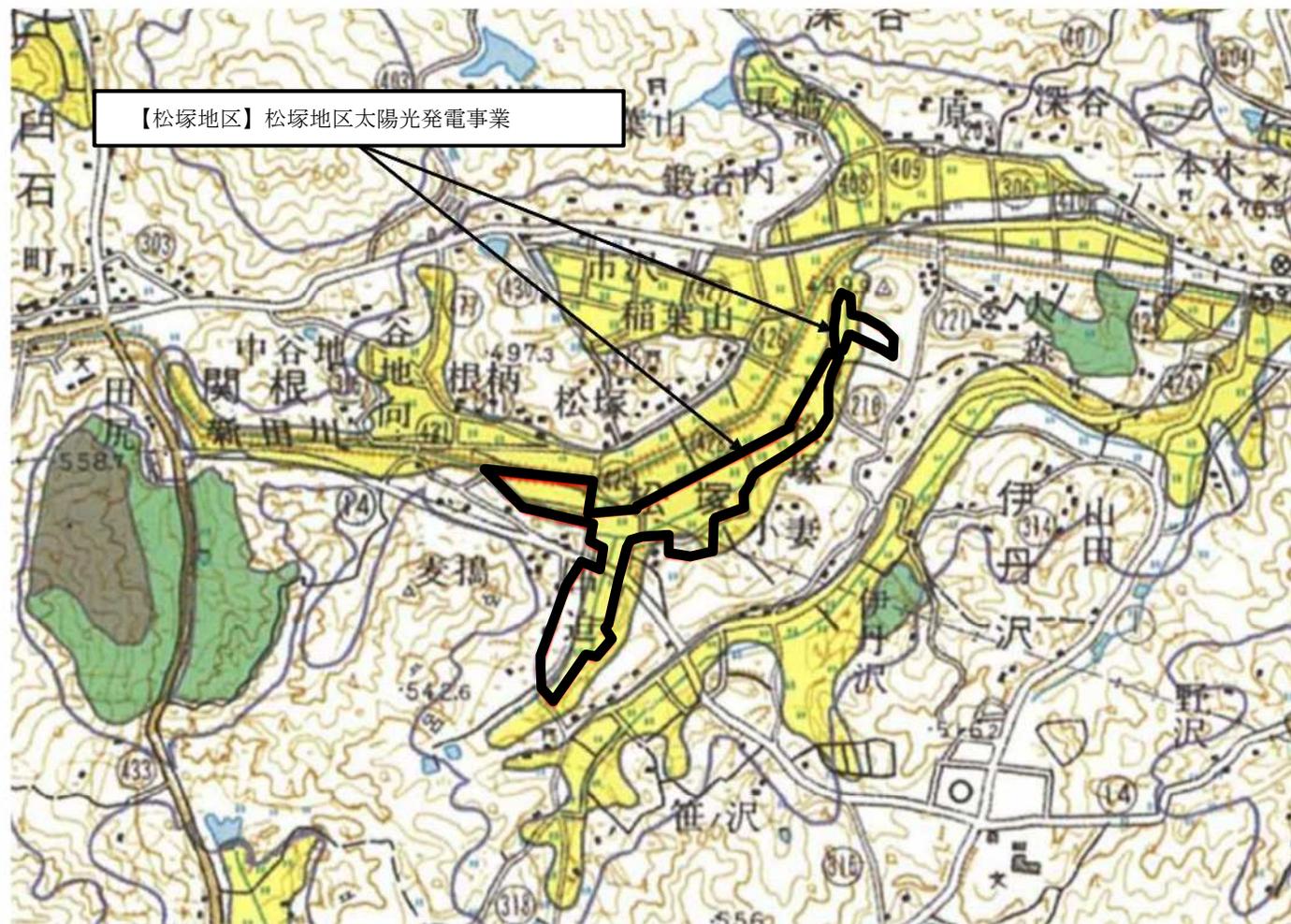
# 飯舘村農用地利用計画 I



飯舘村農用地利用計画図Ⅱ



飯館村農用地利用計画Ⅲ



飯舘村農用地利用計画Ⅳ

